

<消費者トラブル注意情報>

1. 不要なお皿の買い取りのほすが、大切な**貴金属も強引に**買い取られた！
- **訪問購入のトラブル**が増えています -

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センター等に寄せられており、ここ数年増加しています。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めているという特徴があり、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

訪問購入については、特定商取引に関する法律（以下、特商法）においてルールが定められていますが、相談の内容をみると、ルールを守らない購入業者によるトラブルが生じています。

そこで、訪問購入に関するトラブル事例を紹介し、消費者に注意喚起します。

◆◆◆相談事例◆◆◆

【事例1】突然自宅に電話があり、「皿1枚だけでもいいので」と食い下がられしかたなく訪問を承諾した。訪問を受けた際「鑑定してあげるから」などと言われ、結局売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。(70歳代 女性)

【事例2】「不用品を買い取る」という電話だったのに、「貴金属はないか」「査定だけでも」と長時間居座られ、根負けして貴金属数点を約1万円で売ってしまった。冷静に考えると1万円は安い。(60歳代 女性)

◆◆◆相談事例からみる特徴と問題点◆◆◆

- ・電話で**あの手この手**で来訪の承諾を得ようとする。
- ・突然訪問してきて**しつこく勧誘**、とにかく家に上がろうとする。
- ・購入業者名や、どの種類の物品について訪問購入の勧誘をするか告げていない。
- ・売るつもりがなかった物品も**強引に買い取られる**。
- ・物品名や価格を具体的に記載した書面を渡されない。
- ・消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができることを伝えていない。



◆◆◆アドバイス◆◆◆

- ・購入業者から電話がかかってきても、安易に**訪問を承諾しない**ようにしましょう。
- ・突然訪問してきた購入業者は**家に入れない**ようにしましょう。
- ・事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。
- ・買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、**きっぱり断りましょう**。
- ・購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- ・クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
- ・トラブルになった場合や不安がある場合は、**消費生活センターに相談しましょう**。

*消費者ホットライン「188(いやや!)」番

お住いの地域の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。



お断りします

*警察相談専用電話「#9110」

生活の安全に関わる悩みごと・困りごとなど、緊急でない相談を警察にする場合は、全国统一番号の「#9110」番をご利用ください。

電話をかけると発信地を管轄する警察本部等の相談の総合窓口へ接続されます。

<身近な高齢者を守るために>

消費生活センター等への相談は、家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも可能です。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人間が出入りしていたり、困った様子がうかがえたりしないか等、日頃から高齢者の生活や言動、態度などを見守り、身近にいる周りの方が変化にいち早く気付くことがとても重要です。身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。



【啓発資料】

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230927_1_lf.pdf

(出典)独立行政法人 国民生活センターHP 発表情報 [2023年9月27日公表]
不用なお皿の買い取りのほが、大切な貴金属も強引に買い取られた！－訪問購入のトラブルが増えています－

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230927_1.html

2. 悪質なホストクラブ等に関連するトラブルに注意！

ホストクラブ等での過度な「売掛」にご注意ください！

困ったときは悩まず相談を！詳細は各相談窓口のホームページをご覧ください。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/>

(出典)東京都生活文化スポーツ局 報道発表資料[2023年12月1日]

<講座の募集>

【出前寄席】『悪質商法にご用心!』

～真打落語家が悪質な消費者トラブルの手口と対策を楽しくお伝えします～

・1月25日(木) 午後2時～2時40分 区民ひろば要(1月10日から募集開始)

【出前講座】『今から取り組もう防災講座』

～地震や台風、大雨など災害への「日々の備え」と、家族の防災力を高めるポイントを紹介します～

・1月25日(木) 午後1時30分～3時 区民ひろば千早(1月11日から募集開始)

※いずれも無料。開催される区民ひろばへの申込みが必要です。詳しい内容は↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270953.html>

●豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は、豊島区消費生活センターで受け付けています。

【相談専用電話】 局番なし **188**(全国共通ダイヤル) または

03-3984-5515(豊島区消費生活センター) 詳しい内容は↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

●発行・問い合わせ先:豊島区生活産業課消費生活グループ TEL:03-4566-2416